

別表ノ通トス

(一) 別表愛電所中〇印ヲ附シタルモノハ東電愛電所ヲ示シ〇印ナキモノハ市電愛電所トス

(2) 警戒配置標準

(本標準ハ従業員カ電車又ハ自動車カ庫等ヲ占據シタル場合ヲ假想シ且ツ大休ノ標準ヲ示シタルモノニ依テ實情ニ應ジ増減スヘキモノトス)

(イ) 電車々々庫ハ従業員ノ十分ノ一

自動車々々庫ハ 八分ノ一

工場及電燈營業所ハ従業員ノ二十分ノ一

變電所、変圧所等ハ重要ナルモノハ三名然ラサルモノハ一名

軌道及電力出張所ハ一名トス

(ロ) 運轉中ノ電車又自動車内ニハ必要ニ應ジ一名乃至二名ヲ

束込マシメ其ノ要員ハ前項(イ)ノ警戒要員ヲ以テ之ニ充ツ

ルコト

(ハ) 爭議團集會所等ハ集會人員其他ノ状況ニ應ジ適當配置ヲ

為スコト

三、警戒方法

電車又自動車々々庫其他警戒場所ニ對スル警戒方法ハ概要左記ニ依ルコト

(イ) 電車並自動車々々庫及同營業所ノ警戒

(ロ) 電車並自動車々々庫ノ出入口ニハ常時相當ノ制服員ヲ配置シ外部ヨリノ侵入者又ハ其ノ附近ヲ徘徊スル容疑者等ヲ檢査スルコト

(ハ) 車庫内部ニモ同様適當ノ警戒配置ヲ為シ特に車体其他檢

査器具(特にトトラバーサー)等ノ破壞持去リ等ノ防止ニ備フルコト

(ニ) 車庫出入口附近等ニ車輛ヲ停車シ運轉不能ヲ策スル虞ヲルヲ以テ特に之カ警戒ヲ嚴ニスルコト 殊ニ始發又ハ終

車等ノ場合ハ其ノ虞多キヲ以テ今時刻ニハ特別ノ注意ヲ